

# はさまれ・巻き込まれ災害に注意！

## 指切断等の重傷災害に至るケースも！

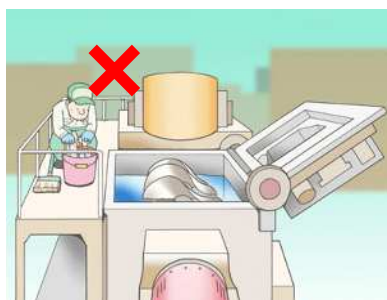
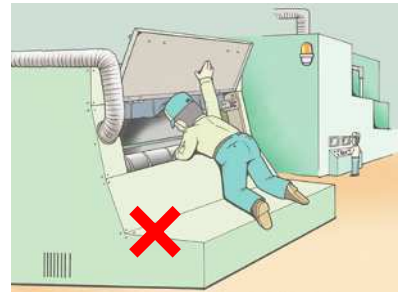
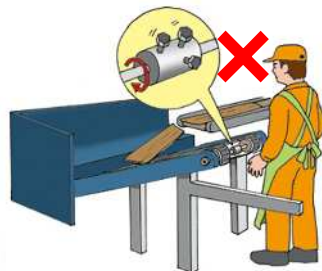
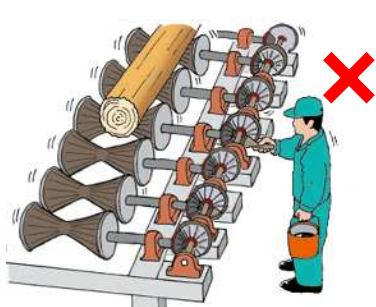
機械にはさまれる・巻き込まれることにより負傷する災害が多発しています。なかには指切断などの大きな負傷となった事案もあり、大変憂慮すべき事態となっています。

### このような時は・・・

- 機械の調子が悪いから点検・修理をする
- 機械に異物をはさまったから取り除く
- 機械に材料が詰まったから整える
- 機械のそうじをする
- 機械に給油する
- 機械の刃の調整・交換をする

徹底して下さい！

**機械の運転を停止してから行う！**



機械の修理・そうじ・異物の除去などを行う時は、**運転停止！**

名寄労働基準監督署

## 【関連条文】

# 《労働安全衛生規則》

### 第107条（そうじ等の場合の運転停止等）

- 1 事業者は、機械（刃部を除く。）のそうじ、給油、検査、修理又は調整の作業を行なう場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。  
ただし、機械の運転中に作業を行なわなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。
- 2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠をかけ、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

### 第108条（刃部のそうじ等の場合の運転停止等）

- 1 事業者は、機械の刃部のそうじ、検査、修理、取替え又は調整の作業を行なうときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の構造上労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。
- 2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠をかけ、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、運転中の機械の刃部において切粉払いをし、又は切削剤を使用するときは、労働者にブラシその他の適当な用具を使用させなければならない。
- 4 労働者は、前項の用具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

**機械の運転を停止しないまま、機械の修理・そうじ・異物の除去などを行わせることは違法です！**  
(労働者に危険を及ぼすおそれがない場合を除く)

